

TTC スペクトル管理 SWG 寄書

日付：2004年7月22日

提出元：ソフトバンクBB株式会社

題名：保護判定基準の見直しについて

課題表：項版 2.2

弊社は、第3版へ向けての改正案として、SMS08-17-SBB-01、SMS-09-SBB-01、SMS-12-SBB-02にて保護判定基準の見直しについて提案を行なってきた。以下に、提案の目的とその有効性を示す。

➤ 保護判定基準 見直しの目的

- ・ 干渉程度が高いシステムの導入を抑制。
- ・ 既存ユーザの利益（速度）を確保しつつ、ユーザにとって有効となる新しい技術が導入可能である基準とする。

➤ 弊社提案内容（SMS-12-SBB-02）及びその有効性

ISDN を与干渉源から除き保護基準値を算出

- ・ 現在の保護判定基準値は、クラスAシステム間の干渉計算によって最悪値ベースの数値が基準値となっている。現行の最大干渉源である、ISDN を与干渉源から除くことにより、ISDN と同等の干渉源の導入を防ぐことが可能である。
- ・ ISDN に関しては、与干渉としての計算対象からは除くが、被干渉システムとして保護判定基準の算出を行なう事により、ISDN も現状と同じく保護する事が可能である。

緩和値の設定

- ・ にて、保護判定基準の算出を行なった場合、保護基準値は、結果的に自己干渉による伝送性能値となり、ユーザにとって有効となる新たな技術の開発が狭められる可能性がある。緩和値を設けることにより、干渉程度を考慮した基準値の設定が可能となる。
- ・ SMS-12-SBB-02 にて、緩和値は、保護基準値から目安として10%ダウンを提案したが、この数値に関しては、各事業者間での議論のもと決定すべきと考える。

湯浅 重数 菊池弘人
山口繁徳

以上